

4 三重県の環境森林政策の方向

県民の皆様が将来にわたり安心して暮らしを営める環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築に向けて、県民や事業者の皆様と行政がそれぞれの役割を認識し、環境配慮の創意工夫や多様な主体との協働による環境保全活動に取り組みます。

また、二酸化炭素吸収源や水源涵養機能など森林の公益的機能の発揮を図り、森林を健全な姿で次世代に引き継いでいくために、林業・木材産業の健全な発展を図るとともに、新しい時代の公のもと多様な主体による森林づくりを進めます。

1 資源循環型社会の構築

住民、事業者、行政等のあらゆる主体が一体となってごみゼロ社会実現に向けての取組を進めていくため、平成17（2005）年3月に策定した「ごみゼロ社会実現プラン」に基づき、生ごみ堆肥化システムの実証試験や家庭ごみ有料化制度の導入検討などのモデル事業を積極的に進めるとともに、プランの周知・啓発を行っていきます。

また、平成18（2006）年3月に改正した「リサイクル製品利用推進条例」に基づき、認定製品の品質や安全性の確保に努めるなど、安全で安心なリサイクル製品の普及、利用拡大に取り組むとともに、市町の焼却灰等が安定的に処理されるよう、引き続き廃棄物処理センター事業の経営健全化に取り組みます。

改善の見通しがなく長期間大量に放置されたままとなっている産業廃棄物の不法投棄等不適正処理事案については、引き続き安全性確認調査を行うとともに、これまでの調査結果を踏まえ、必要な措置を講じます。

地球温暖化防止対策については、平成17（2005）年2月に京都議定書が発効したことから、本県においても地域の状況を踏まえた取り組みを進める必要があり、三重県地球温暖化防止活動推進センターをはじめ、市町レベルでの地域協議会において取り組みを進めます。

生活排水対策については、生活排水処理アクションプログラムに沿って市町や関係各部との連携を図りつつ、生活排水処理施設の整備推進に取り組むとともに、伊勢湾再生に向けて、総合的見地から伊勢湾における環境の保全・再生を効果的に実現していくために、国の関係省庁と関係自治体等で組織する「伊勢湾再生推進会議」において、

「伊勢湾再生行動計画」の策定等に取り組みます。

また、環境保全活動を推進するため、平成17（2005）年6月に策定した「環境保全活動・環境教育基本方針」による実践活動にも取り組みます。

2 健全な森林を次世代に引き継ぐために

森林は、木材生産のほか水源のかん養や土砂の流出の防備、地球温暖化の防止など多様な機能を有しており、循環型社会づくりを進める上でも重要な役割を担っています。しかし、林業が停滞し、手入れ不足の森林が増加するなど森林の荒廃が懸念されていることから、森林の公益的機能を持続的に発揮させる森林づくりを社会全体で進めることが求められています。

このような中、林業の再生を目指すとともに多様な主体の参画を得て森林づくりを進めるため、平成18（2006）年3月に「三重の森林づくり基本計画」を策定しました。「森林の多面的機能の発揮」、「林業の持続的発展」、「森林文化及び森林環境教育の振興」、「森林づくりへの県民参画の推進」の4つを基本方針として、これからの森林・林業施策を進めていきます。間伐の推進の強化、多様な主体の森林づくりへの参画を進める新たな仕組みづくり、県産材の供給体制の整備と利用拡大に重点的に取り組みます。

また、人と自然が共生できる環境づくりを進めるため、里地里山など身近な自然を守る県民活動を促進するとともに、平成18（2006）年3月に策定した「三重県レッドデータブック2005」を活用し、関係機関と連携・協働を図りながら希少野生動植物種の保護を進めます。さらに、人と自然との豊かなふれあいを推進するため、第48回自然公園大会を平成18（2006）年11月に開催します。